

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン北側渦巻ストレーナ出口圧力計元弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	G	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(B)において、ポンプ軸受けグランド排水配管接続部に微少漏えいが認められたため、当該配管を点検補修。	G	
3	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ検出器点検時、同検出器(座標:08-49A)信号ケーブル被覆に損傷(被覆の一部に剥がれ)が認められたため、同ケーブルの当該損傷箇所を補修すると共に絶縁抵抗測定を実施し、異常のないことを確認。	G	
4	4号機	使用済樹脂系燃料プール冷却浄化系逆洗受ポンプ(B)入口洗浄水入口弁(空気作動)において、同弁全閉検出用リミットスイッチ位置ずれによる動作不良(閉状態を検出できない)が認められたため、当該リミットスイッチを点検調整。	G	
5	4号機	所内電源設備モーターコントロールセンターユニット(8F)において、過負荷リセット押しボタンの動作不良(押した状態から戻らない)が認められたため、当該ボタンを交換。	G	
6	4号機	活性炭式ガスホールドアップ装置再生ガスブロウ入口所内用圧縮空気注入弁点検時、部品(ペローズ)に破損が認められたため、当該部品を交換。	G	
7	4号機	復水器空気抽出系起動用空気抽出器第2段空気出口弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められ、検討した結果、使用に問題ないことを確認。	G	
8	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)冷却管渦流探傷検査において、冷却管(3本)に管理値外れの減肉が認められたため、当該冷却管に閉止栓処置。	G	
9	4号機	可燃性ガス濃度制御系冷却水入口弁(B)点検時、弁箱内に異物(パイプ状の金属片1個:長さ約35mm、直径約10mm)が認められたため、異物を回収。(異物は当該弁内に停留し、弁配管下流へ流出しないことを確認。また、弁開閉に支障はなかったことを確認。)	G	
10	3.4号廃棄物処理設備	排ガスダストモニタ記録計の定例点検において、部品不良(予備ペン駆動用サーボモータ)が認められたため、当該部品を交換。	G	
11	その他	一次水処理設備二次中和反応槽PH計において、指示不良のため調査したところ当該計器の部品(電極洗浄用ブラシ)外れが認められたため、当該部品を復旧修理。	G	